

【新型コロナウイルス】主な支援制度・相談先（個人・世帯向け）あきる野市版

事業者用は市のHP参照： <http://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000010617.html> あきる野市の市内局番は「042」

もらえる (給付等)	すべての方に	特別定額給付金	一律10万円を給付	コールセンター 533-2555 8:30~17:15 土日祝日除く
	住居を失った、失いそう	住居確保給付金	3ヶ月の家賃相当額を給付 (求職中なら最大9ヶ月)	生活福祉課 558-1927 同上
	児童手当を利用している	臨時特別給付金	児童手当利用者に対し、子ども1人当たり 1万円給付(手続き不要)	子ども政策課 558-1111 (内線2681) 同上
	就学援助を利用している	臨時支援交付金	就学援助利用者に対し、子ども1人当たり 1万円給付(手続き不要)	教育総務課 558-1111 (内線2912~3) 同上
	コロナに感染し給与が減少(国保加入)	傷病手当金	減少した給与の3分の2を給付 (コロナ感染の疑いで休んだ場合を含む)	保険年金課 558-1111 (内線2421~4) 同上
借りる (貸付)	家計が厳しくお金を借りたい	緊急小口資金(特例貸付)	貸付上限：20万円 据置 1年 償還 2年以内	あきる野市社会福祉協議会 533-3548 要予約 9:00~16:00 (土日祝日除く)
		総合支援資金(特例貸付)	貸付上限：月20万円×3ヶ月(単身15万) 据置 1年 償還 10年以内	
		生活資金貸付	貸付上限：8万円以内 償還 1年以内	
待らう (猶予)	市税や保険料等が払えない	市税・保険料の猶予制度	市民税、固定資産税、国保税、軽自動車 税等において特例の猶予制度あり	徴税課 558-1111 (内線2441~4) 同上
	公共料金が払えない	上下水道料等の猶予制度	上下水道：4か月猶予 電気ガスも猶予制度あり。契約先に問合せ	水道局多摩お客様センター 548-5110 (ナビダイヤル) 0570-091-101
相談する	日々の生活もままならない(家計)	生活保護制度	憲法に定められた最低限度の生活を保障するた めの制度。コロナで要件緩和。まずは相談を	生活福祉課 558-1111 (内線2613) 8:30~ 17:15 土日祝日除く
	子育ての不安、ストレスに悩んでいる	子ども家庭支援センター	1人で悩まずに相談を(あきる野ルピア 2階) 相談員による電話・面接の相談	子ども家庭支援センター 8:30~18:30 550-3313, 550-3325 日祝・第2水曜除く
	パートナーから暴力を受けている	東京ウィメンズプラザ	DV相談。必要に応じて面接相談(予約 制)。女性弁護士や精神科医の相談も実施	東京ウィメンズプラザ 9:30~21:00 03-5467-2455 年末年始除く
	雇い止めや内定取り消しになった	厚生労働省 東京労働局	解雇、労働条件、採用、ハラスメント等 専門相談員による電話・面談の相談	総合労働相談コーナー 9:00~17:00 0120-601-556 土日祝日除く
可感染性の	発熱、だるさ、息苦しさ等の 症状がある。 かかりつけ医がいる人は、 まずは、 かかりつけ医へ電話相談を	西多摩保健所	感染の疑いがあるときの相談	西多摩保健所相談センター 9:00~17:00 0428-22-6141 年末年始除く
		都・特別区・八王子市・町田市合同 電話相談センター	感染の疑いがあるときの相談 (夜間、休日も受付)	都・特別区・八王子市・町田市合同 17:00~ 電話相談センター 03-5320-4592 翌9:00 土日祝日は終日
		新型コロナコールセンター	新型コロナに関する一般的な都の相談窓口	0570-550-571 (ナビダイヤル 英・中・韓・可) 03-5388-1396 (FAX 聴覚障がい者向け)